地方税における収納・徴収に関する取組について

令 和 ７ 年 １ 月
総務省自治税務局

■ 各地方団体における収納手段の多様化

○ 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税（平成15年度）、クレジットカード納付（平成18年度）など累次の制度改正により、収納手段は多様化。

○ 令和5年4月からの地方税統一QRコード（eL-QR）導入に伴い、概ねすべての地方団体において、電子納付環境が整備された。

収納手段別の導入団体数の推移（各年7月1日時点）

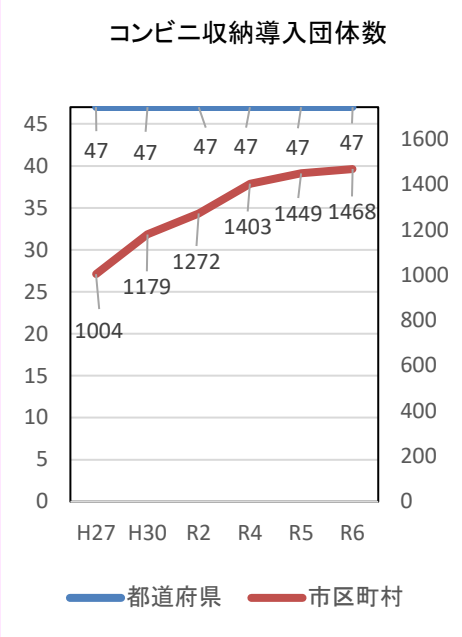

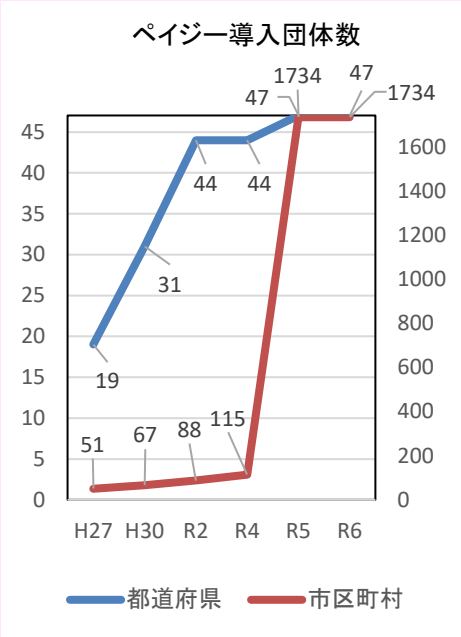

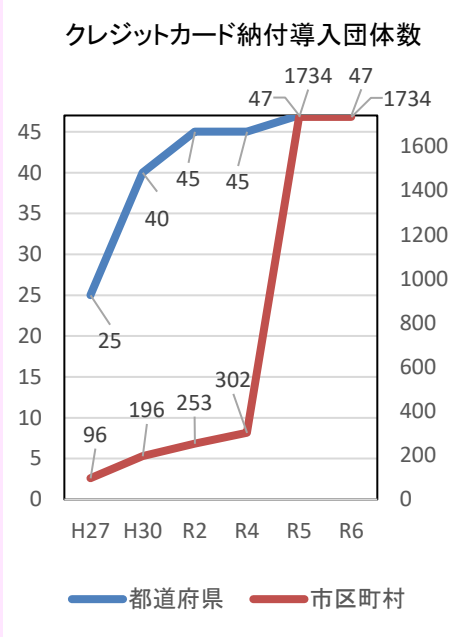

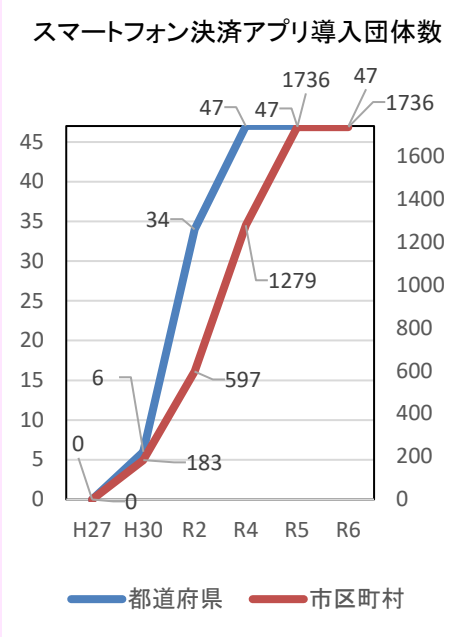

※ 令和5年度以降のペイジー、クレジットカードおよびスマートフォン決済アプリ導入団体数は、地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査に基づくeL-QR対応団体数を加味。

※ 独自のキャッシュレス納付手段を導入している団体数は、令和5年度からのeL-QR導入に伴い、令和6年度はペイジーが27都県・106市町村、クレジットカードが14道府県・211市町村、スマートフォン決済アプリが29都道府県・1023市町村となり、減少傾向となっている。

■ 地方税における納付件数の内訳（収納手段別）

○ 賦課税目（普通徴収）では、コンビニ収納、口座振替、窓口収納の順で納付件数が多い（窓口収納後の事務処理では、約半数でeL-QRが利用されている）。

○ 賦課税目（特別徴収）では、窓口収納、インターネットバンキング（※）による収納件数が多数を占める。

○ 申告税目では、窓口収納が多数を占める。

＜地方税納付件数約4.6億件の内訳（令和5年度推計）＞

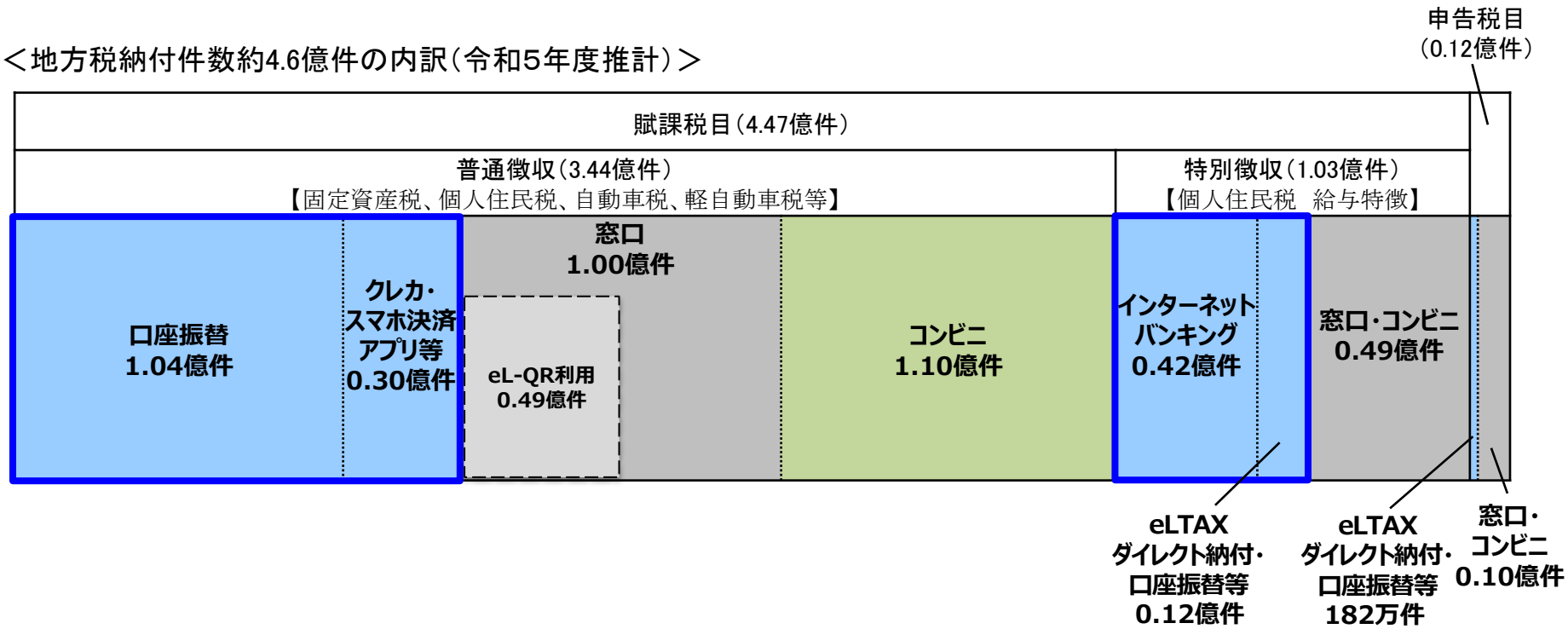

<u>納付件数の**約42%**がキャッシュレス納付比率</u>（上図の**青色**部分、令和5年度推計）

※ 納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」より（eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による）

※ 納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない

※ インターネットバンキングは、金融機関が提供するインターネットバンキング等のサービス（多くの金融機関において、「地方税納入サービス」の名称で提供されているサービス）による納付件数0.40億件を含む。総務省「個人住民税（特別徴収）における「地方税納入サービス」等の利用件数に係る調査（令和6年10月）」より

■ 徴収事務の共同処理　①

○ 徴収事務の共同処理は、特に中小の市町村において、徴収率の向上や税務職員のスキルアップに効果的な手法の一つとして活用されている。

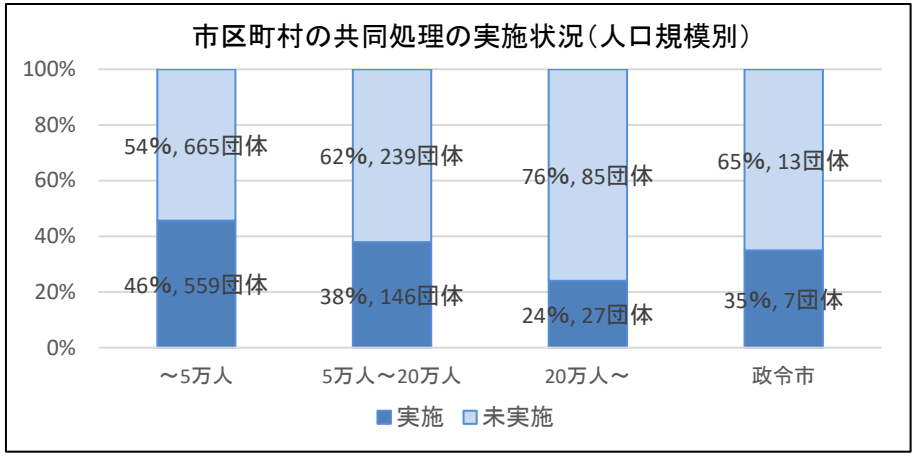

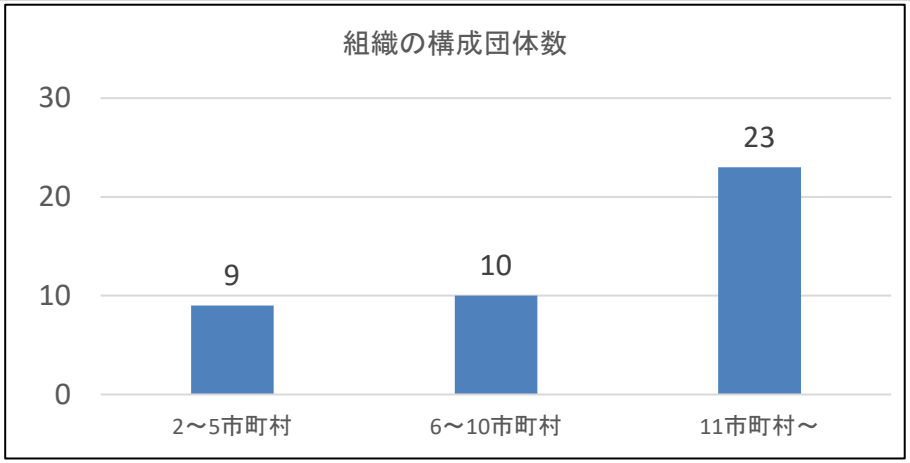

事例①　京都地方税機構

設立年月日　平成21年８月設立（平成22年１月より開始）
構成団体　京都府及び府内25市町村で構成
組織　事務局２カ所及び地方事務所等10カ所
　　職員230名（府（134名）及び市町村（96名）からの派遣）
移管案件　原則全ての案件
取組実績（R5）　機構への移管総額　152億9,900万円
　　機構による収納額　85億200万円

＜京都地方税機構の構成団体の徴収率（滞納繰越分）の平均＞

H21(開始前)	R3※	R4	R5
23.8%	59.7%	40.8%	38.4%

事例②　静岡地方税滞納整理機構

設立年月日　平成20年１月設立（平成20年４月より開始）
構成団体　静岡県及び県内全35市町で構成
組織　職員17名（県（3名）及び市町（14名）からの派遣）
　　顧問４名（弁護士、国税OB、警察OB、銀行員）
移管案件　特に徴収が困難な案件
取組実績（R5）　機構への移管総額　12億1,200万円
　　機構による収納額　6億149万円

＜静岡地方税滞納整理機構の構成団体の徴収率（滞納繰越分）の平均＞

H19(開始前)	R3※	R4	R5
16.9%	48.3%	33.4%	32.4%

※R3年度の徴収率が特に高い理由は、R2年度に新型コロナウイルスに伴う徴収猶予等が行われ、猶予期限であるR3年度に納税が多くされたためとみられる。

■ 徴収事務の共同処理　②

徴収事務を共同処理する組織数　　42 （一部事務組合21、広域連合6、任意組織(※1)15）　　令和6年7月現在

<table>
<tr><td>構成</td><td colspan="2">市町村のみで構成</td><td colspan="2">道府県と市町村で構成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務</td><td colspan="3">徴収業務(滞納整理の実施、職員に対する研修など)</td><td rowspan="2">課税に関する業務
（申告の受付など）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人住民税(個人道府県民税を含む)、固定資産税など市町村税(※2)</td><td>道府県税</td></tr>
<tr><td>類型</td><td colspan="2">26組織 （広域連合3、一部事務組合21、任意組織2）
○ 個人住民税を中心として市町村税の滞納案件を移管し、滞納処分まで移管先の組織において実施。
茨城租税債権管理機構
愛媛地方税滞納整理機構　など</td><td colspan="2">14組織 （広域連合1、任意組織13）
○ 市町村税の滞納案件のみ移管する組織と道府県税まで移管する組織がある。
○ 任意組織では、県・市職員を相互併任し、滞納処分まで行う場合には、移管元の長の名において実施。

2組織 （広域連合2）
○ 徴収業務のほか、課税業務の一部(※3) 、電算システムの整備。
京都地方税機構(法人関係税申告書等受付・税額算定、自動車関係税申告書等データ化)
静岡地方税滞納整理機構(軽自動車税の申告書の受付)</td></tr>
</table>

※1 「任意組織」とは、広域連合・一部事務組合以外で、組織名を掲げ、各地方団体の職員間で併任等を発令して共同で滞納整理に取り組む組織をいう。

※2 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険料等に係る滞納事案について、共同徴収の対象としている組織もある。

※3 地方税法及び関係法令に基づき算定された税額であるかどうかを点検、確認するものであり、税額の決定は課税主体である地方団体が実施。

■　徴収率（現年分）の向上のための取組

換価（インターネット公売）

民間事業者のインターネットオークションを活用した公売。

〇導入団体

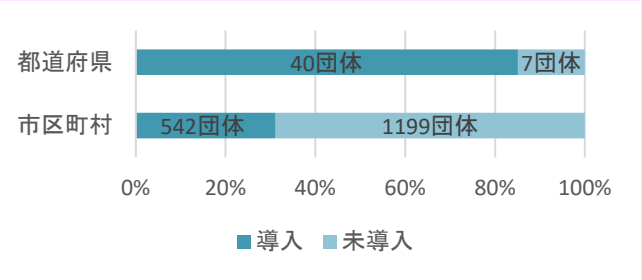

※R6年7月1日時点

〇効果

公売事務が簡素であり、動産の差押えや公売が増加。全国から入札が可能であり、落札の可能性が高まるとともに、落札価格が高額になる場合もある。

個人住民税における特別徴収義務者の一斉指定

都道府県と市区町村が連携し、個人住民税の特別徴収義務者の指定の徹底を図る取組。令和6年度までに43都府県及び1,368市区町村において実施。

実施団体数	R6	R7	R8以降
都道府県	43団体	43団体	43団体
市区町村	1,368団体	1,369団体	1,384団体

※R6年7月1日時点での実施状況及び今後の予定

〇具体的な取組

①都道府県の取組（管内市区町村の支援）

・チラシ・ポスターの配布、

・関係団体への制度周知、協力要請

・近隣の複数県で一体的に普及・啓発を実施　等

②市区町村の取組

・新規事業所に対して個別に働きかけを行う

・ホームページ、広報等による周知　等

納付の慫慂（しょうよう）（コールセンター）

滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務を民間事業者に委託。

〇効果

徴収率の向上、職員が財産調査や差押えに専念できることが期待される。

〇導入団体

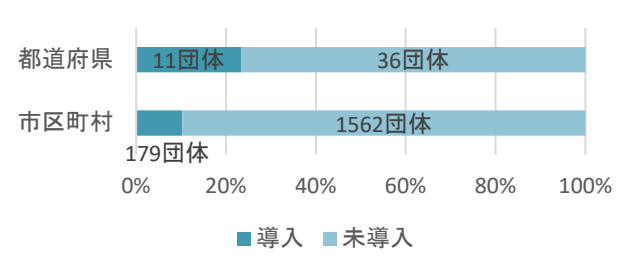

※R6年7月1日時点